

長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子（案）地区説明会 議事録

日 時 平成17年10月18日(火)

午前10:00～正午

場 所 松本合同庁舎204会議室

事務局

（あいさつ 条例骨子（案）についての説明）

それでは、今の説明に対します質疑応答をしたいと思いますですが、委員さんのほうで、今の説明に対して補足説明がございましたら、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、説明会次第の4番の質疑応答に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をしていただきまして、マイクをお持ちしますので、マイクで質疑をしていただきたいと思います。この質疑応答につきましては、先ほどもご説明しましたが、前にいらっしゃる3人の委員さんを中心に応答していきたいというふうに考えております。

それでは、挙手をお願いしたいと思います。

県 民

非常に結構な条例案をお作りいただきまして、ありがとうございます。私は上田市のと申しますが、昨日のテレビを見ておりましたら、昨日は事業者の関係に説明会を催されたわけでございますね。それで、その事業者の答えというか、感想を聞いておりましたら、1日16時間営業するというふうにして、あと8時間は休業しても電力等の節減効果はほとんどないんだと。それは、その前後の準備や何かのために時間を消費するからというようなお話もありましたけれども、大体16時間の営業ということは、朝の8時から夜中の12時までということになると思うんですけども、本当にそんなに営業する必要があるのかなというふうに思うわけです。私のもっぱら個人的な考えかもしれませんが、人間も動物、生物でございますもので、生物と言うか、動物と言うかというのは、昼間働いて、夜眠るというのが大原則でございます。

そういうことから言いますと、労働基準法も最近変わっているかどうか知りませんが、1日8時間労働というのが原則のはずでございます。それが、1日の3分の1になるということでございますね。ですから、そういうことから言って、16時間というのはどうも私は納得いかないわけでございます。せめて12時間程度の営業でいいんじゃないかと。

それで、消費者も非常に利便性というか、そういったようなことだけを追求するということがあると思うんですけども、消費者も昔のことを思い出して、スーパーでも、お店というものは朝の10時から夜の8時までというような時間で営業するんだということを徹底できれば、せめて10時間ですので、というと、後の残りの14時間というものは、これは、冷蔵庫は確かに一日中動かさなきゃいけないかもしれんけど。それもかつてのエネルギー危機のときは、お店の閉店時間は、冷蔵庫というのか電気のところへカーテンというか、シートをおろして、それでエネルギーが逃げないようにするというような工夫もしておったと思うんです。そういったようなことも考えていくと、あの業者の意見というものを私は残念に思っております。売らんかなという、もうけ主義の考え方では非常にあれだと思います。

ですから、ぜひ私は、この24時間営業、それから、あれが長くなるから申し上げませんが、自動販売機というものも非常に、もっと少なくとも済むんじゃないかというようなことで、この辺を長野県の特徴として、ぜひ推進していただきたいと思うわけでございます。

どうも長時間、申し訳ございません。

高木委員長

今いただいたご意見に対しては、私たちのほうから、いやそうではないということはございません。むしろ会場の皆さんの中で、「いや、ちょっと待ってくれ」という方がいらっしゃるのではないかなという気はしておりますが、私たちもというか、特にここにいる3人はたぶん間違いなく、おっしゃった意見に全く賛成でございます。

ただ、条例として作る時に、どういう規制ができるのかという問題とか、それから、現実問題として、例えば、三交代制の工場とか、深夜のトラックの運転手さんとかもいるわけですから、完全に24時間の営業をやめなさいという形の規制をかけるというのは現実的ではないだろうということで、ここに書いてあるような文章になっております。どこまでこれで実効が上がるのかというのを見極めながら、もしこの条例ができて、これが実施されても全然変わらないじゃないかということになれば、もう少し厳しいものが見直しのときには必要になるのかもしれない。

もちろん営業権の問題とかもあるわけですが、基本的に多くの方の意見を伺っていると、確かに便利で必要だけれども、あんなになくてもいい、24時間の営業に関してもそうですし、自販機に関してもそういった意見は比較的多いようには感じております。ということが、我々のたぶん答えでいいかと思えます。もし今のことに対しての会場からのご意見がございましたら、お聞かせいただければと思います。

県 民

もう一言。何度も申し訳ございません。私、今あえて申し上げなかったんですけれど、いわゆる生産工場とか、そういう企業の24時間体制というのについても、この条例には触れていらっしゃいませんが、私はグローバル化ということについて非常に疑問を持っておるんです。そして、コスト投入をして、短期間でそのコストを回収するためには三直あるいは24時間体制で生産活動をしなけりゃならんというようなことがあるんですけど、これは昔流に申しますと、いわゆる自転車操業ということではないかと思うんです。

というのは、自転車はこぐのをやめてしまえば転んでしまうと。だから、どうしてもこがなきゃならん。本当にその辺が、社会として私としてはもっと考えなきゃならん。どこでそれを考えたらいいのかということ私を悩んでおるわけでございまして、その辺のことも頭に置いていただいてご検討いただければありがたいと思っております。

高木委員長

いかがでしょうか。今のご意見はよく理解できますので、どなたでも構いません。

県 民

司法書士の と申しますけれども、今のコンビニで言いますと、24時間営業については、方向性は分からなくはないですけれども、例えば、今委員の方もおっしゃいましたけれど、トラックの方とか、例えば、母子家庭なんかの場合にお子さん方が、今主婦あるいは女性の社会進出が叫ばれる中で、逆に24

時間の営業によって相当助かっていらっしゃる方も事実ですから、生活の置かれた状況や生活のされ方によって、必ずしも1つの定義で生き方を規制するような形の規制になってしまうのはちょっとどうかと思いますから、そこら辺はやっぱりよく実態、住まわれている地域や生活をされている方法によってやっぱり判断すべき部分もあるのではないかなというふうに思われます。

それから、それとは別なんですけれども、資料の10ページのところで、建築物の関係のいくつか対策が講じられているんですが、基本的には賛成なんですけれども、例えば、一定規模以上の建築物の新築・増改築、先ほど2,000㎡というのが1つのスタート地点になって、どれぐらいの実効性が上がるかということで、最終的にこれがすべての、例えば個人住宅の新築・増改築も含めてなったとしても、それはそれで1つの考え方だと思うんですが。

そうした場合に、そういう対策を講じることによって当然コストというものはかかってまいりますので、そうした際には、事業者のサイドとして言えば、建築主がそれに対する十分な理解をしてもらおうということでないで経済活動は成り立ちませんので、そこら辺のところは、それを建築主に義務付けると同時に、それによるコストというのは当然かかってくるというのはやっぱり十分併せてやっていかないと、先ほど県の方もおっしゃったように、経済活動とバランスを取りながらという意味では、非常にそこが重要になってくるんじゃないかなと、それでないと実効性が伴わないのではないかなと思われます。

それから、最後にもう一度、環境性能のところでは断熱化というものがありますけれども、皆さん、もうご存じのように、最近は一時期よりは少し沈静化しておりますけど、シックハウスという問題がありました。シックハウスというのは、そもそもが日本古来の在来木造からプレハブ住宅、工業化住宅が推進して、もう十数年前から高断熱、高气密という言い方をされて、逆に言うと、高断熱、高气密によって建材から発生した毒性のある物質が人体に影響を及ぼすと。そういう流れで、それで先ごろ建築基準法の改正によって、今度24時間排気と。

しかし、考えてみますと、24時間排気によって、今度、またそこで電力を消費しているわけですね。そういう結構ちぐはぐな部分が流れの中であってのことですから、断熱化というのは、それ自体は否定はいたしませんけれど、流れの中ではそういう形でまた別の対策で電力が実際消費されているという側面もあるということも十分ご認識はされていると思いますが、そういうことも何らかの形で検討の中で配慮に入れていただく中で表現もしていただければ幸いかと思います。

以上です。

高木委員長

前段のほうの、地域による、例えば母子家庭等、女性の社会進出があるから、24時間営業等に関しても実態を把握してというのは全くそのとおりだと思っております。どれだけの、要するに本当にそういった店舗、営業が必要な方がその地域にどれだけいらっしゃるのかというのを把握していかないと、たった1人いらっしゃるからやるんだというのも極端ですし、相当な需要があるからそこにそれが必要なんだということなのか、そこに24時間の営業を始めたから需要が起きているのかという問題もありますので、その辺の実態をきちんと把握していかなきゃいけないということは私たちも分かっております。

それから、後段の、私は実は建築の出身の人間なので、その話ですと、それについても一応分かっているつもりです。コストのことは、要するに

これから、昨日も建築関係の団体の方とも話をしていたわけですが、基本的にコストが上がることは十分あり得るわけですが、それによる省エネ効果とのバランスがどういうふうになるのかというようなことについて、もちろん県としてできることは、そういった情報をきちんと流すこと、それから、必要が生じたときに、助成措置、補助金等を考えることというのはできますが、建築主、施主との、例えば、設計者と施主が話し合いをしているときに、長野県でこういう条例ができて、環境のことについて少し考えなくちゃいけないといったときに、どれだけメニューをプロとして提示できるのか。もう何でもかんでも高断熱にするしかないみたいな提示の仕方しかできない業者もいるかもしれないし、もっと幅広い選択肢をコストのことも絡めて提示できる業者も出てくるかもしれない。

やはりそこは、ある程度時代の流れを読んできちんと対応できた事業者とできなかった事業者という差は出る可能性は、正直言ってあるかなとは思っています。ですから、ビジネスチャンスととらえていただくか、こんなことをしやがってと考えていただくのかによって、全く違うのかなという気はします。建物に対する話では、取りあえず、例えば、エネルギーの消費量を20%抑えなさいというようなことを書いたわけではないので、例えば、雨水の中水利用を入れましたというような環境計画もあり得るし、いろんな形があり得るので、そのメニューをできるだけ建築のプロの方にはそろえていただきたいなというふうに考えております。お答えになっているかどうか、よく分かりませんが、我々はそういうふうに感じています。

県 民

の市役所の環境保全課の といいます。

ちょっと今の大型店の関係といたしますか、24時間営業について、ちょっと一言意見ですけども、私どものところでは一応大店法の規制の関係で、24時間営業とか、そういうときには一応意見が来ます。意見具申という形です。ね。

1年ほど前ですが、名前を挙げますと西友さん、今はウォルマートさんですけども、24時間営業にするということでうちのほうへ来ました。今は大体法の規制の関係だと、騒音しかほぼ言えないんですよね。24時間のときどうするかということで、ちょっとこういう条例の今要綱があるので、結構意見があるので、ちょっと地球環境の方にお話をしたんですが、お願いするしかないでしょうねということで、最終的には協力はしていただけなかったということがありました。

ここで見ますと、また、市町村の方に今振ってあるわけですよ、地域指定をして協定するという形になりますけれども、実は西友さん、今24時間営業をしましたが、それ以前から、実はこの周りは全部していたわけですよ、24時間営業を。アズビとかジャスコさん、皆そうですが、今市内ではイオンさんは11時までかな、場所によってはもっと短いところもありますけども、実はうちの方で規制しても、周辺でやってしまうと何の意味もないと。今車で、実際には24時間でも何が問題かということ、夜中に歩いていく人はいませんから、まずは車で行きます。そうしますと、ちょっと遠くでも行っちゃいますので、いくら松本市内で規制をしても全部ざるですよ。

中には店の名前を言ってもいいと思うんですよ。アップランドさんみたいに、ちょっと話を聞いたら、うちの場合には売り上げと、実際見合わないよと。かなり万引が多いんです。万引、それから従業員の危険。最近ではセブンイレブンさんとか、強盗に遭ったりして死亡事件もあります。そういうこともあつ

て、うちはやらないというような話でした。

そんなようなことで、なぜこういうことをしていくかということ、実はうちの方は3年ぐらい前に、うちの場合には消費者問題協議会というのがあります。これは、消費者基本法という法律があって、前は消費者保護基本法でしたが、今は消費者基本法ですが、各県下各地に消費者の関係の条例がありまして、その中で消費者について、いわゆる協議をやっていきます。3年ほど前に、この24時間と申しますか、深夜営業について、何か物を言えないかということで、そういうことで、当時ジャスコさんとか、そういうところにちょっと聞いて回って、何か意見が出せるかどうかということで見てまいりました。

しかし、聞きますと、やっぱり相手がやる以上、うちがやらないわけにはいかない。それは、必然的に商売になる以上、仕方がないことだろうと思うんです。調べた場合、実は24時間営業をやってどのぐらいの収益が上がるか。実はこれはデータがありまして、最低、労働基準法を守って、さらに売り上げをして、店を回すには、確か当時で1億5,000万ぐらいの売り上げがないと回らないというんですよ、最低でも、1億5,000万というのは、とてもじゃないですけど個人の店では不可能ですよ。

ですから、チェーン店じゃない限りたぶん無理だということなんですけども、いろいろと調べたんですけども、結局は、そういう経済的なベースを考えると、どうしても夜、ある程度大型店の場合には回していかないと、売り上げを上げないと回っていかないと、そういうシステムもあると思います。

なぜ夜やるかということ、結構高いものが売れるというんですよ、ジャスコさんに言わせると。昼間は旦那さんが来れないので、夜来て背広を買うとか、そういうのがあるので、なかなかやめられない。そういうことも、もうかっているかどうかということ、収支トントンですけども、相手がやめれば、私もやめてもいいよみたいな、そういう感じなんです、それはちょっとできないという話でした。

たまたま調べた段階ではというか、ドイツなんかでは、実はあそこは営業時間規制法という法律があります。ドイツは、年間の営業時間が規制されているわけです。デパートなんかの場合には、その範囲内にありますので、どうしても土日を開けるのは、年数日しかないわけです。ですので、24時間営業をやろうと思うと、できるのは個人商店だけというのが実情で、当然個人商店はそんなのはやりませんから、ドイツでは比較的大型店が少ないし、夜間の営業はしないと。それは非常に今守られている。

それから、フランスなんかの場合には、都市景観法が非常に厳しいので、立地条件が全部限られちゃうものですから、大型店はできないという、そういうような状況がありました。結果的に小型店とか、中央の商店街が残っているというのは、結局そういうこともあったようです。

それから、24時間営業じゃないんですが、例えば、この前のこと、今言った中心市街地の活性化とか、これが、例えば、公衆衛生の観点からも、24時間でやっていると、掃除をする暇がないんですよ。当然、24時間営業のレストランなんていうのは、当然厨房でやりながらキッチンもやっているの、実は私も24時間営業の店、昔中毒をやったことがありまして、それで2時ごろで営業をやめたことがあります。そんなことがあって、実際見ていると、掃除なんかは今は24時間、深夜やっているところは、スーパーなんかでも掃除をしながら売っているんですよ。ですから、ああいうこともやっぱり公衆衛生の観点から止めないと、掃除を全部止めておかないと、公衆衛生を認めません

よとか、そういう観点からでもやる必要もあるかと思うんですよね。

ですから、トータルで、いろんなところの切り口でやらないと、これは皆さんの理解を得られないんじゃないかなという気はしています。できれば、市町村に言われてもなかなか私どもとしては難しいじゃないかと、まして、それと例えば憲法論争とか、営業時間の規制について憲法論争とか、法律論争になる可能性もないとは言えないですよ。

ですから、そこら辺のところについて市町村がどこまでリスクを負ってやるかどうかという、なかなか難しいものがあるので、私どもとしては、できれば、うちがやっても駄目というか、全体をネットをかけていただかないとなかなか難しいのではないかなという気はしています。

以上です。

黒沼委員

ありがとうございました、大変詳しく。実はきのう、日本チェーン(ストア)協会の、主にチェーン(ストア)協会の本部の方と西友の方、5~6人ですか、いらっしゃって、そして、この規制について本部数人で全国の400店の環境対策をしているということ、実情を言われて、そして、長野県の計画を提出することは絶対に無理だというふうにおっしゃられました。

それから、時間としては、10時から12時は全体の14%の売り上げであるということもおっしゃっておられて、だけど、午前の6時から10時までにはほとんど収益に貢献はしていないというようなことをおっしゃられていました。

お話を聞く限りにおいては、非常に今スーパーの過密気味というんですか、そういう競争がありまして、西友の場合は人員を削減して、そして、24時間営業したということで、地域密着型の営業方針を取れないという、そういう実情のこともおっしゃっておられました。

そういうことで、本当に消費者が、我々消費者が非常に賢くなれば、いずれはその企業が撤退せざるを得ないのではないかなという感想を持ちましたが、今の状況だと非常に難しいということも併せて感じました。

高木委員長

市町村の申し出を受けて県が地域を指定してということに関して、県が市町村に対してそれを、この項目について丸投げをするという意識はあまりなくて、少なくとも、例えば長野市や松本市のような市と、相当の山間部が同じ規制をかけるのは難しいというのはお分かりいただけると思いますので、24時間とか、自動販売機に関して、自分たちの村ないしは自分たちの同じ長野市の中、松本市の中でも、ここには要るかもしれないけど、このエリアは要らないよねというような地域が出てきてくれればというふうに、もっと市全体、県全体で網かけをするというのは現状としては難しいでしょうから、もっと狭いエリアでいろんな動きが出てきてくれないかなということを私は期待をしています。

それをいきなり県が受けるのではなくて、やっぱり市町村もと書いているんですが、もし市町村の方でこんなものを自分たちに振るなおっしゃるのであれば、それはそれなりに、基本的にこの条例の中で市町村に対して何らかの責務はさっきの地方分権法の関係がありますので、市町村がこうなさいということは一切言っているつもりはないので、もしこの部分がそれが引っ掛かるから困るとおっしゃるのであれば、それはそれなりに考えさせていただきます。

県 民

市の と申します。

今の話の中で、冒頭の説明の中で、県は地方分権の関係で市町村に対していろいろ書けないというようなお話があったんですけど、中身を見ていくと、やっぱり中に義務付けるといのがかなり出てくるわけなんですね。その辺は、条例だとか、地方分権の法律の中での整理というのはどんなふうになっているのかというのが、1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今24時間だとか、大型店というようなお話がされているわけなんですけれども、今委員さんがおっしゃった、狭い範囲での取り組みというのを期待したいというお話なんですけれども、ここで想定されているのは、24時間営業の短縮だとか、自動販売機の削減だとか、かなり大きな事業者をターゲットにしているんじゃないかというような気がするんですけども、そうなる、先ほどは上のところでエネルギー使用量の多い事業者というのを考えれば、個人事業者というよりも、フランチャイズごとに事業者というのを考えて、そういうところに取り組みでいてもらいたいというお話がありましたけども、そうすると、市町村毎に地域を指定するというのがどういうものなのかというのがよく分からないし、そういうのが効果があるのかというのも、ちょっと分かりませんし、できれば、県と市町村の事務の違いというのは、やっぱり市町村を超えた広域的な取り組みができるという県の特色を生かした条例にしていくというほうがいいんじゃないかと思えますし、市町村が大型店がいろいろ入っているわけなんですけれども、市町村毎にそれを、あの市のあのA事業所のA店舗は協定をするけれども、お隣のB店舗は協定をしないというような、事業所間での違いが出てくるというようなこともありますし、なかなか難しいんじゃないかと思えます。

今までの話の中では以上なんですけれども、あと、2～3、併せてお聞きしたいと思うんですけども、これからのスケジュールの中で、もう一度その骨子の説明があって、その後、要綱の説明ということなんですけれども、要綱の説明の中にはぜひとも「所有 台以上」だとか、「従業員何人以上」だとか、そういうところが見えてくるような数字だとか、それをそうすることによってどのくらいの効果があるんだというようなことが分かるような形を出してきていただかないと、なかなか、どうしてそういうことがそこで切られるのか、うちが対象になるの、ならないのというのは大きな問題になると思いますので、そういうところをちょっと示していただきたいと思います。

あと、骨子の中には事業者という書き方があるんですけど、もちろん事業者には市町村なんかも入っているという考え方でよろしいわけですね。

もう1点お願いします。5ページのところで、県が財政上の措置を講じるという話があるわけなんですけれども、財政上の措置を講じる対象というのは、県が策定した地球温暖化対策を総合的に、かつ、計画的に推進する、計画に対する必要な財政上の措置を講じるという意味だと文面から見ると取れるんですけども、そのほかの、県が計画を推進するための財政上の措置は、もちろんそれは県がやるべきだと思うんですけども、そのほかの分野に対していろいろな財政上の措置というのは、全くないわけなんですか。結局言いたいのは、言うだけ言って、県は全然お金を出さないで、みんなやらしているんじゃないかというような印象がすごくありますので、必要なところにはやっぱりお金をかけてでも必要な対策をやっていかなきゃいけない、こういうことをきちっとこの中でも言う必要があると思います。すみません、取りあえず。

的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を講じる」のこの文章ですが、私たちは、「これに」というのは、これにです。すべてに。ですから、県が独自にやる、つまり4ページからある県の地球温暖化対策のこのことだけを言っているのではなくて、何を言えはいかよく分かりませんが、例えば、アイドリング・ストップをするときに、きのうもちょっと話が出ていたんですが、アイドリング・ストップをタクシーの方と話をしたときに、そうは言っても、寒いときにお客が駅から来るときに、いつ乗るか分からないだから、やっぱり暖房していないわけにはいかないんだというようなお話があったときにも、長野県は非常に温暖化対策に対して熱心な県で、車に関してはアイドリング・ストップを励行しているから、最初乗ったとき、ちょっと寒いかもしれないけど、我慢してくれというようなステッカーをつけたらいかがですかという話になって、そういうのをつけていただければ、なるべく対応は頑張りますという話もあるわけです。そういうように、タクシー事業者に対して必要な財政的な措置は講じますよということの意味でここには書いているつもりです。

ですから、県は自分たちのことに対しては財政措置をするけど、市町村がやることに対して、あるいは、各事業者にお願いすることに対して、一切何もお金の面倒を見ないよということではないつもりです。もちろん予算のこともあるわけですから、何でもかんでもというわけにはいかないわけですが、それは、我々は県の職員ではないので、どういうふうに予算を執行するのかまでは言えませんけども、当然バランスよくやっていただけるものと我々は信じております。それに対して、第三者的な機関が評価をしていくということも含めてここには書いているつもりです。

それから、最初にご意見のあった広域的な項目はということに関しては、ちょっとご意見はよく分かりましたので、それは今後検討させていただきます。

黒沼委員

広域的な問題なんですけど、例えば、交通、自動車、つまり車に頼らない交通政策を考えようということ、このところで非常に議論があったんですけども、例えば、今合併で取り残されている地域があったりして、それをどのように点を線で結んで、しかもそれをどのように利用できるようなシステムをつかっていくかということは、市町村独自だけでは無理だと。やっぱりこれは広域的に県全体で考えたりとか、そこにお金をつけていかなきゃいけないと。

そのためにもやはり研究が必要だし、財政的な措置が必要だから、今すぐ、今本当に必要としているんだけど、だけど、今現在すぐには提供できないと。だから、今後、協議会とか、現在県ではつくっているんだそうです。それを本当に認知し、そして、本当に実際にそこに皆さんでというか、ともに作っていきけるような、協働で作っていきけるような流れをつくりましょうということでこれを作らせていただきました。

ですから、ぜひそこに、私ももちろん参加したいと思っておりますが、参加していただければと思っています。

県 民

条例の関係で、市町村への義務を課するような内容というの、これは事務局にお聞きした方がいいんですかね。県の条例の中で、かなりの部分、市町村を縛るといって、義務を課す内容が入っているんじゃないかと、後ろの表を見ても二重丸が市町村に入っているわけですね。その辺の整理というのは。

事務局

今の質問のお答えなんですが、同じように事業者には市町村が入っているのかという質問が先ほどありまして、事業者には市町村が入っているということでご理解をいただいていると思うんですが、お配りしました資料の14ページ、一番後ろの義務、二重丸が市町村についている部分がございますが、これは事業者の一環としての市町村という立場での義務付けになるということですので、市町村単独での義務付けというのはたぶんないと思いますので、それに近いものが、例の協定締結というのが市町村単独で出てくる部分があると思うんですが、そういう理解でお願いしたいと思います。

県民

それであるのでしたら、事業者、市町村と事業者を分ける必要がなく、事業者の中に市町村も入るんだよという表現にすれば足りるということじゃないでしょうか。

事務局

表現の仕方で、ちょっと誤解を招いたと思うんですが、おっしゃるとおり、そういう意味でこれはつけています。

県民

諏訪の工業と申しますけど、私は、工業グループの環境管理責任者を長年務めていて、今は環境のこと、3つのことをやっているんですが、1つは、これに関するようなことでは、地球温暖化防止活動推進委員と、それから、エコアクション21の長野県の12人の審査人の中の1人なんですけれども、そっち側の話をちょっとしてみたいと思いますけど、今いくつか出されたご意見の中で見ると、私たちが一生懸命エコアクション21を、環境省の勧めでこれを小さいところまで取らせるようにということで、コンサルをやったり、審査をしたりしているんですが、そこで私たちの話すコンサルの話し合いには、導入教育等の話と皆様方が受け入れているような話とちょっとずれがあるような気がして、今のような条例とか、確かに縛られるとか、そういうことはありますが、やっぱり長野県の現状、日本の現状と長野県の現状を考えたときに、いかに減らすかということをもう少し考えていかなきゃいけないと思うんですね。それに対する考え方がちょっと少ないような気がするんですが。

私は企業へ行ったときに、環境効率を考えましょうよと。とにかく投入したものでどれだけのものが生まれてきたかと、そこですよということですよ。エコアクションの一番素晴らしいと私が思うことは、ISO14001は、環境活動レポート、要するに環境報告書は公表をする義務は今のところはないわけです。ところが、エコアクション21は、環境活動レポートは公表しなきゃいけないんです。これはなかなかすごいことなんです。何もそういうことを今までやってこなかったところが公表するんですから、それも3年前にさかのぼったところから始まって、3年間をずっとずらしながらすべての使われているものにわたって、それがどうなっていたかというのを、多くは二酸化炭素排出量、廃棄物の排出量、総排水量と、この3つが最低の義務付けかねず、基本的には私が指導するときには、ISOと同じで、そのほかのものも全部環境活動レポートに載せましょうと言って載せているんですが、やっぱりこれも1つの、先ほどから公表するとか、そういう話がありましたが、うんと大きな効果だったと思うんです。要するに、あの会社はこんなにものを出して、もうかるわけじゃないわというのを周りから見られるということ、これも非常に必要なことだと思うんです。

それから、今度は県の地球環境課の方に言いますけど、竹松さんは、今年の

5月の伊那の地球温暖化防止活動推進員のときの会議で一緒になって、私は同じ質問を今日またしますが、こうやって県が出されてくるデータが、とにかく古いんですよ。今も2001年の温室効果ガスの資料でしょう。私どもの会社、ゆうべ喧々諤々(けんけんがくがく)だったんですが、半期の4月から9月からの方針管理と目標管理をやって、その成果で成果給が、後期が決まるという、本当に詰まることをゆうべもやったんですけど、やっぱりもう少しこれ、スピードを上げないと、ピンと来ないんですよ。私たちが企業に行って話をするとき、ピン트가ずれちゃうんですよ。

これで単純にいくと、2010年までにと先ほどおっしゃったことは、2006年、来年の資料を2010年のときに言うことになるんですよ。全然おかしいですよ、もう。だから、ピッ、ピッと上がってくるような仕組みをつくらない限りは、生ぬるくてとてもやった気もしないし、やりがいもなくなっちゃいます。それに対して、やる気をひとつ言ってください。

事務局

実は、これは3月にできあがったものなので、そのときに2001年だったんです。それで、今県のホームページをご覧いただければ、トータル、これと同じものが2003年度が出ておりまして、2004年度のエネルギーの販売量という形で、速報でCO₂のみなんですけれども、そこまでの数字は出してあります。ですから、遅いということで各方面から、3年前とか、昔の姿を見ているということでお話がございまして、正確でなくても、つまり、化石燃料ですとか、電力ですとか、その辺を見れば大体分かるじゃないかということで、まだそういうことで指標ということで2004年度は出してありますけれども、ただこれは申し訳ないです、刷り物で、そのときには2001しかなかったということで、いろいろな方面からご意見をいただきましたので、できる限り努力して新しいものをということで、速報値で2004年度のものまでは、一応ホームページに出してございますので、ご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

県民

市の と言いますけれども、先ほどの24時間の営業のところに戻ってしまって申し訳ないんですが、ちょっと確認等なんですけれども、市さん等で「ない」と言われたのではないと思うんですけど、それぞれの市町村の条例がありますね、環境基本計画とか、環境保全条例とか。そういった中でそういった縛りをしてあるのかどうかというのを、確認をされたことがあるのかどうかということが1点と、ちなみにうちは努力規定はありますけど、縛りはありません。

それから、あと、大店舗法等の関係、または、景観的な関係の中で、例えば、住民景観協定と、地区によって結んであるような協定があったりとか、または、そういうこととは関係なしに住民協定を結んであるとか、または、先ほどの大店舗法の中で地元の同意を取ってあるとか、そういったいろんな協定がありますね。その中には、市町村が関与している協定もあると思います。

例えば、当事者になったりとか、または、立ち会い人になったりとかで、公害防止協定とか、そういったことがあるかと思うんですが、そういった協定と、ここで言われている協定とがどのように連携するのかと伺いますが、その辺のことなんですけど、当然その協定の中には24時間やっちゃいけないよとか、自動販売機はせいぜい1台ねとか、そういったことまで書いてある部分もあるんですね。ちょっとその辺のこの関係をお聞きしたいということです。

大店立地法、地元の同意というのが、あれは届け出ですので、あれで義務付けて何かするというものではございません。ですから、あくまでも地元と反目した形で立地するのはいかななものでしょうかぐらいの気持ちだと思います。私どももちょっと商工部じゃないんで、直接的に携わっておらないので分からないんですが、あとは、バックヤードをどうする、車が来るときの騒音ですとか、渋滞対策はどうか、夜間に光が漏れるのをどうするのかという、そういう対策についてそれぞれ意見を述べまして、業者とすれば、できるだけそれに努力しますということで策を講じていただくという形で届け出に対して対応しているのが実態だろうと思います。

24時間営業等の規制の関係というのは、基本的には今のところ、県下どころか、全国にも何もないと思っております。常々24時間営業、軽井沢は機能していますよと知事が言うんですけども、あれは条例に端を発しまして要綱があって、届け出の書類の中に、私どもはこういうことをしていきますという同意を得た上でその業者の方が提出すると。ですから、1つには行政指導との部分かなというように考えています。

前に行政手続法ができたときに、不透明な行政手続はすべきではないということが言われて、たぶん標準事務処理要領じゃない、何でしたか、確かこういう届け出がされていたら、幾日以内に処理しますということを開架式にして、開架式で設けなければいけなくなったときに不透明な行政指導は排除されておりますので、明文がないと、なかなかそういったことができないはずだというように認識しております。

さすがにやはり営業権を我々侵してしまいますので、そういったことをやれば、ただちにいろいろな訴訟ですとか、問題が出てきますので、あくまでも合意を得た上でということの基本にしました。

景観条例のお話もございました。景観条例のほうは、比較的地域ということでやっておりまして、運びやすいのは、新しい団地ができたときに、そこに住まわれる方たちが、例えば外に自販機を露出させないですとか、景観に配慮したレイアウトにしますですとか、そういうことを合意されてつくっていくという形です。ですから、第三者が進出してきたときにどうするというよりは、ある自分たちのまちづくりというものを考えた上で、ここでは、例えば昔あったんですけども、あくまでも景観、見た目を重視しておりまして、小布施町で有名な話がございまして、セブンイレブンの帯、7と書いてあって、赤かったり、グリーンでしたりでしたか、横に、いかにもセブンイレブンと見ただけで分かる、あれをまちづくりの中で景観にそぐわないからということで色を変えていただいた。全国で初めてのケースなんですけれども、そういったふうに、ですから、フランチャイズですとか、チェーンストアですとか、まちづくりをどうして、住民の熱意を感じれば、自分たちのコンセプトを曲げることもあるというように考えております。

ですから、ご回答にならないかもしれませんが、いろんな法律、規制緩和の中でなるべく業者の方たちに自由に振る舞えるような仕組みになってきています。その中でどういう をあげるかといったときには、やはりよく話をして、合意をいただく。例えば小売店であれば、その地域で、地域に住まわれている方と一緒に社会市民として生活を営んでいるわけですので、むげにその地域に住んでいる方たちの願いというのを無視することはできないだろう。そういった広域的な部分ではなくて、これは人情的な部分という語弊があるんですけども、そういったところでもやはり理解をいただいて、ご協力

いただけたらというふうに考えております。まとまりませんけれども、そんなふうな感じです。

県 民

すみません。質問したのはそういうことではなくて、その協定の中に既にそういったものが提示されているというような協定があるんですね、現実には、景観協定の中にも。例えば、24時間はこの地域ではやれないようにしましょうとか、そういうのがあるわけです。または、公害防止協定の中で、この商店は10時以降はやりませんとか、そういうことも既に締結されている中に現実にありますけど、そういった協定とここで言う協定とはどのような関係、連携になるのかという質問です。

事務局

すみません。この公害防止協定という、たぶん大気汚染防止法ですとか、そういう法律から発生しているんだと思いますけれども、基本的にバックに法律等の規定があって、罰則を伴っていくものはあると思います。ここで言っている協定というのは、あくまでもこの中にも罰則とかはありませんで、紳士協定を締結したという部分でのことになります。そうすると、強行規定を持っている法規的なもののほうが優先する、バッティングするようなことになれば、そちらのほうが優先するというのは当然のことだと思います。

ですから、あくまでもこれを締結して何とかと、向いてる顔をねじ曲げてどうかするというのではなくて進めていきたいという趣旨でございますので、強行規定のあるものは、そちらが優先だということでお考えいただいて結構かと思えます。

県 民

諏訪から来ました といいます。

本当はきのうの意見交換会に出たかったんですけど、枠がいっぱいということで出られなかったということで非常に残念だったんですけど。まず、再生可能エネルギーということで、風力、バイオマス、地熱というふうにあるんですけど、いずれもこれからのものだとということで設備投資がかかってくるというもので、先ほど若干補助があるかもしれないというようなお話だったんですけど、こういう地球温暖化を考えていくときに、面的なエネルギーの利用ということがあまり出てこないんですけど、そういうことをどういうふうにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

高木委員長

面的なエネルギーの利用、どういう利用ですか。

県 民

既存の設備があるわけですね。そこからいろんなところにエネルギーの供給をしていくということで、電気にしましても、熱にしましても、例えば、ある工場で作ってできた。それをよそのところで使えるようにしよう。そういうことに対してこういうところに反映させるというような考え方というのはおありにならないのかということです。

高木委員長

エネルギーの利用について広域的に考えて、例えば、諏訪で電気を作ったものをどうやって長野で消費するのかというようなことについての検討はしたのかという意味で。

県 民

そんな遠くの範囲でなくて、もっと近いところで。オンサイト発電でもそう

なんですけれど、エネルギーにしても工場での廃熱を別のところで、すぐ近くのところで利用していこうという、そういう取り方ですけれど。

高木委員長

そのことについては、我々の意識の中では入っていたんですが、きのうも実はちょっと指摘があって、そういった利用についてもっとこの中に書き込んでおくべきではないかというご指摘があって、それはそうですねという話にはなっていたかと思います。

ですから、今おっしゃった1つの建物、1つの事業者の中だけの話ではなくて、それをいかにカップリングしながらやっていくかというようなことを何とかどういうふうにそうなるのか、ちょっとよく分からないんですが、何とか検討して見えるようにしたいと思っています。それでよろしいでしょうか。

県 民

町の といいます。よろしくをお願いします。

ちょっとそぐわない質問かもしれないんですけども、ちょっと単純で申し訳ないんですが、条例を作るということで、この温暖化対策条例を作らなきゃいけない一番の理由というのを教えていただきたいんですけど。

高木委員長

そもそもというか、この長野県地球温暖化防止県民計画というものを2003年に作ったわけです。ここでは計画の形なので、もっと条例にするときにはどうしてもあまり踏み込んだことは書けないものも多いんですが、これ、概要版で非常にソフトに書いてありますが、本編を読んでいただくと、かなり激しいというか、かなりきついことも含めて書き込んであるんですね。

そこには当然何らかの、当然計画ですので、こういうふうにしましようよ、ああいうふうにしたらいいですねということが書いてあるわけです。ところが、もし仮に、それによって長野県のその計画を県民の方が理解していただいて、それによって長野県で温暖化、温室効果ガスの排出量が減るという事態があったならば、それですべてオーケーだと思うんですね。

ところが、現実問題としては急激に増えている。2003年以降の動向、この計画ができた後の動向というのは、本当に1年程度のものしかないんですが、そんなに増えているようではないんですが、少なくとも目標としている1990年比マイナス6%という目標を達成するにはあまりにも歩みが遅いと、このままでは駄目だと。

このままでは駄目なので、じゃ、どうしたらいいんだろうかということで、もっときつい計画を作ってもあまり意味がないでしょうということで、じゃ、条例を作ることによって、長野県は温暖化の対策を条例として作ったんだよということを皆さんにご理解いただいて、条例よりもっときついことの書いてある県民計画に本当は振り返って実行していただきたいというのが正直なところですが、そこはなかなか行かないかもしれないけど、まずは条例のところをまずは実行していただきたいと。

この条例に書いてある、今皆さんご理解いただいたと思いますが、ここに書いてあることを全部実行していけば、1990年にマイナス6%が実行できるのかというと、ここに書いてあるのは、条例だから仕方がないからこれはやりましょう、これをやっておけば、自分の義務は果たせるよねともし皆さんがお考えになって、最低限のことしかしない。努力義務と書いてあることは、一応努力はしたけど駄目だったからやめたよと。1日マイカー通勤を削減して、バスで行ったけど、やっぱり大変だったから、マイカーでいいわってみんながやって

しまったら、大して効きやしないですよ。

そうなったときに、見直しがまた必要になるのかなと。要するに、皆さんが協力していただければ、条例も何も要らないし、条例を仮に作っても、ここにあるようなあまり重い負担のないもので済むかもしれない。でも、皆さんが全然言うことを聞いてくれなければ、国の方も全く同じシステムですが、国の方でも、もし皆さんが言うことを聞かないならばというか、皆が協力してくれないならば環境税も考えようとか、いろんな、だんだん縛りがきつくなるわけですよ。それと全く同じで、県の方でも見直しがもし必要に、全然減らないじゃないかということになれば、もっときついものが出てくるかもしれないというようなことで、我々は必要だと思ってこれを作ってみたんですが、いかがでしょうか。

県 民

これがもっと発展する可能性もあるということですね。

高木委員長

もし何も効果が挙がらなければ。発展というのか、何ていうのか、きつくなると。

県 民

よくわかりました。

宮本委員

委員の宮本です。よろしくお願ひいたします。

いろいろと私ども委員が気付かない点をご指摘いただいてありがとうございます。この骨子がこのまますべてというわけではなくて、これからきちっと把握して、皆さまのご意見を把握して検討してまいりたいと思っておりますが、蒸し返しのようですが、先ほど西友さん、松本の地域協定のことでちょっと私が思い当たることがありましたので、ついでに申し上げますが、私は千曲市なんですけれど、同じ西友さんでも、片方では24時間で、片方は10時に店を閉めているお店があります。

ですから、協定というのは強制ではなくて、こういう条例の中で強制という文言が入ったために、何か事業者と行政と私たち県民と話し合う場所ができて、そこで歩み寄ればいいなという希望を込めてこの文言を入れたつもりなんです。先ほど諏訪の方がおっしゃったエコアクション21でも、儲かるわけがないわという企業があるとおっしゃったんですが、企業さんも、事業者さんも、ここは儲からないんじゃないかということ気付かせるような私たちの働きかけ、県民の働きかけ、行政の働きかけも大切になってくるんじゃないかと思ひます。それには、やはり広域ではなくて、地域地域の取り組みも大切になってくるかなと思ひました。

この骨子がすべてではありませんので、これからまた戻って、よく検討させていただきたいと思ひます。

事務局

ほかに質疑のある方。

県 民

すみません。もう一度お願ひします。

ところどころに概要の公表というのがあるんですけども、概要について、先ほどの説明だと一覧表にしてというような説明だったんですけども、どの程度の概要の公表なのかというのを知りたいというのと、一番最後のところに、実効性の確保のところでは勧告に従わなかった者は氏名等を公表するとい

うことなんですけれども、概要の公表の中にはどのような項目だとか、何か考えていらっしゃるものがもしおありでしたら、お願いしたいと思います。もしないとすれば、次回にどういうものをどの程度に公表するとか、そういうところをお示しいただければと思います。

高木委員長

正直に申し上げて、今の段階でどの段階を概要というふうに考えているのかについては、まだアイデアはありません。逆にお聞きしますが、より詳細な概要を公表したほうが良いとお考えになるのか、それとも、できるだけ大ざっぱなものが良いとお考えになるのかという意味で言うと、どちらがよろしいとお考えでしょうか。それをいただいて、次に出すときに述べたいんですが。

県 民

今のところ私にもアイデアはありません。すみません。やる気を促すというのは大事なことだと思うんですけども、あまり細かいやつがあると、ほとんど制裁を課すというふうなことにもなりかねないので、その辺はちょっと注意したほうが良いのかなというような気はします。

高木委員長

自らも公表するという項目がその前についておりますので、例えば、自らの公表している資料あるいはホームページ等を県で、ここに公表されていますよというようなやり方というのもあり得るかもしれません。ちょっと今思い付きなので、これがどうなるかは分かりませんが。

県 民

私も第一種のエネルギー管理の事業者なものですから、ここにかかってくるなどというのがあるんですけど、県が概要を公表するですとか、県に提出するというのは、私どもが経産局（経済産業局）の方に書類を提出したりしているものですから、その辺は別に問題ないんですけど、ただ自ら公表するということがありまして、この前一応県の方にちょっと電話でお聞きしたら、ホームページに載せてくださいみたいなことを言われたんですけど、大きな会社さんでしたらそういうことができるかと思うんですけど、ホームページを持っていないような会社の場合には、そういうこともなかなかできないということがありまして、この公表するということにちょっと引っ掛かるものがあるんです。

省エネ法の関係での国への提出書類の場合ですと、情報公開の関係で、一応照会が来ますということで、必ず事業者へ通知が来て、それに対して公表していいですかという返事がなされるわけなんですけれども、一応そういう形でも十分足りるのではないのかなという気もするんですけど。

事務局

すみません。それでは、今、さんでしたっけ、から電話を受けたのは私です。公表の手段ということで、例えば、ホームページというのは県は第一義的に想定しているというのをお答えしたんですが、そのときに、ほかに、例えば、今おっしゃったようにホームページを持っていない会社での公表というのはどんな手段があるのかなということでご質問を受けまして、一般的に公表というのは、これは行政の方の対応で考えますと、まだこの条例の中で公表をどういう手段にするのかというのは決めていませんが、一般的な話としてお聞きいただきたいんですが、例えば、掲示板とか、店頭などへの掲示、紙の掲示ですね、そういったものとか、あるいは広報紙、県の方では広報紙なんですが、会社で言うと会社の広報紙というんですか、そういうところへの掲載とか、あ

るいは、事務所に紙で備え置いておいて、見たいという人が来たときには、それを閲覧していただくとか、そういった紙による公表というのが一般的な方法として、まずとらえていますので、決してホームページだけが手段というわけではないということをご理解いただければと思います。

先ほども申しましたように、この条例での公表という手段がどういう手段があるのかというのは、まだ未定でありまして、今言ったような手段も公表の1つになるのかなということで、お答えにはならないかもしれないんですが、この間の電話で失礼申し上げましたので、取りあえずご回答を申し上げます。

ほかに。まだ若干時間がございますので。

県 民

うちの方でRPS法というのがあるんですけど、RPS法は、発電事業者にそういう新エネのものを設備しろということ課しているわけじゃなくて、風力なり、何なりやっているところから買うことを、どちらかという目的としているようなところがあると思うんですけど、そうすると、それとの関係で、そういうのを使いなさいよと言っているところと、この関係はどうなんだろうというのがちょっと気になるところでもあったんですけど、これでいくと、事業者はそういうのを設置しなさいよという趣旨にもなってくると思うんですけど。

高木委員長

おっしゃっているのは、5ページあたりにあるエネルギーの使用量の多い一定規模以上の事業者はという項目でおっしゃっているのでしょうか。それとも、エネルギー供給事業者のところでおっしゃっているのでしょうか。

県 民

今言ったのは4ページのところを見ていて言ったんですけど。

高木委員長

4ページは県がやることについて、だから、5ページ、事業者の方ですね。必ずしも5ページに書かれているエネルギー使用者、使用量の多い一定規模以上の事業者が、その排出状況報告削減計画実績報告書を作成して県に提出し、自ら公表する。その中には、再生可能エネルギーとか、グリーン電力の利用に関する項目を含むというのを書いているわけですが、ここで言っていることは、自分たちで発電装置を作りなさいということでもないし、極端に言えば、再生可能エネルギー、グリーン電力の利用はゼロですというものでいいわけです。

ただ、それは公表されますよという話なわけで、だから、ここでは、RPS法のように何%以上がどうのこうのとか、そういうことは一切触れておりません。何だ、いくらでも逃げ道というか、抜け道があるじゃないかというようにお考えになるのか、それとも、こういうことをきっかけに、社会のいろんな環境の意識も高まっているときだから、うちの会社でもこういうようなことを、こういったものを取り入れていこうよというふうにお考えいただけるのかというのが大きな分かれ目になる話で、先ほどエコアクションの話をした太陽工業さんの方がおっしゃっていたように、本当に自分たちで社会的な責務としてこの温暖化対策に対してどういうふうに対応するのかということがきっと問われる時代なんではないかと。

我々はそれを公表というような、非常にある意味では甘っちょろいというか、本当に実効が上がるのかどうか分からない手段ですが、それで皆さんに

そういう時代になったんだから、少し考えなきゃいけないねというような動機付けがなしていただければというふうに考えているつもりなんです。

事務局

ほかに、何かございましたら、この際ですので、最後の一押しということでいかがでしょうか。よろしいですか。

県民

冒頭に申し上げた24時間営業のことについて、この間ずっとお話をお聞きしてよく私なりに理解が深まったので、今日参加してよかったなと思うんですけど、この考えていらっしゃる条例を進めるに当たって、老婆心ながら私が感じたことを申し上げますと、24時間営業というのは理由がなくて、必ずしも事業者側のサイドの利益によってそれが隆盛を誇っているというわけではなくて、それに利便性を感じている。利便性を感じているということは、ある種足りない部分をそこで補っているの、その事業が成り立っていると。

私の感じ方で言えば、私、ちょっとこれ、反発を覚えたのは、夜間に実際上、そういうことによって本当にそういう時間しか利用できない層あるいは暮らし方をされている方がいるわけですから、それによってこの事業はそれだけ隆盛を誇っているという側面があるわけです。

ただ一方で、よくよく今日お話を聞いてみると、24時間必ずしも営業をする必要はなくて、私を感じているところでは、夜間にやはり利用できるという、あるいは、早朝に利用できるということは、非常に勤務時間帯を抜いて利用できる場所に利便性を感じているわけなので、例えば、そういう、今日の機会なんかでもそうなんです、今後こうした機会などを県民に広く、県民にその過程を明らかにするという部分で言えば、より大勢の皆さんに理解してもらうには、24時間ということがどうも一人歩きしてしまって、私なんかもうてっきり、ああ、じゃ、夜やることに対してそんなものは無意味なんじゃないかというような価値観の押し付けあるいは規制につながっていくのではないかとということで少し反発を感じたんですが、どうもよくお話をお聞きすれば、別に夜間やっても、極論を言えば、夜に特化してやる方法もあるわけですね、コンビニエンスストアなどは。

そういった部分なんか多少広報上の戦略上の問題かもしれませんが、多少補足しながら県民に広く伝えていくということもある種全体のコンセンサスを、無用な敵をつくる必要はないわけなので。はっきり言って最初に感じたのは、またそういう規制で、実際、じゃ、県民が実利を感じている部分も含めて一律に規制してくるのかなという印象を受けたものですから、お話を聞いてそうじゃないということは分かったんですけど、ただ今回のこの表現の中だけでは、あるいは、新聞紙上なんかの報道ではそういうふうを感じる方も少なからずいらっしゃるのではないかなと、そういう部分は今後の広報の中で補っていただければ、よりいい結果が生まれると思いますし、委員の皆さん、県の皆さん、どうしてもこういう条例は憎まれ役になるので、大変敬意を表しますけれども、そういう意味でもそんなところにご配慮いただけて進めていただければいいのではないかなというふうに感じました。

以上です。

高木委員長

ここで一言言えというのは非常に難しいんですが、今おっしゃったことはある程度分かって、もちろんいます。そして、最初のときに、さんとおっしゃったかな、24時間必要があるのかという意見もあるわけですね。私たちがこ

の委員会の中で1つやっていったことは、やっぱり長野は東京と一緒にならなくてもいいと。東京とかニューヨークは、24時間眠らない都市だというのは、何か格好いいキャッチフレーズみたいになっているわけですが、何もこの自然豊かな長野県がそれに追従する必要はないだろうという認識はあるんですね。ただ、そうは言っても、実際にそういう生活をしていらっしゃる、せざるを得ない方がいらっしゃることも分かっているつもりです。

ただこの地球環境問題がいろんな問題になってからずっと言われていることの1つに、我々はライフスタイルを見つめ直さなきゃいけない時期に来ているよということが最初から言われていまして、ライフスタイルを見つめ直すという、考え直すというのは何だろうかという、やはり単に便利だから、便利だからそれを使うという生活から、もうちょっと、分かりやすく言えば、もったいないの精神をどうやって入れていくのかというようなことがライフスタイルの変更につながってくるのではないかなという気がするんですね。

ですから、本当に24時間営業の店が必要な人がいることは分かる。だけど、24時間で深夜の時間帯にそこに来ている人が、本当にそういう人なんですかということは、ぜひ皆さん消費者のサイドが考え直していただきたいなど。消費者の方で、本当は普通の営業時間帯に行けるのに、ちょっと便利だからという理由でそこに行っている方がもしそういう行動をやめていただければ、24時間の営業スタイルは減るかもしれないし、また、ちょっと違うライフスタイルが長野県の中で生まれてくるかもしれないという気は、私個人はしています。これは別に委員会の中の合意事項でも何でもありませんが、そっちの方がより、実は豊かな長野県につながっていくのではないかなという気は私はしております。

何か。

事務局

大変活発なご意見をありがとうございました。時間を少々オーバーしてしまいましたが、これで説明会は閉じさせていただきますが、1点だけ、ちょっとお伝えしたいことがございます。

今日意見を述べ足りなかった方、あるいは、後で意見を述べたいと思った方、パブリック・コメントということで意見を募集しております。期間が21日ということで予定しておりまして、一応21日締めということでお願いをしてあるんですが、21日をもってすばっとパブリック・コメントとか、条例に対する意見を打ち切るということではございませんので、次回検討会の場でこういった意見をいろいろご検討願うんですが、そこに検討の場に乘せる意見として、正規ではないんですが、26日まではご意見としていただければ、そういったものを次回の検討会に乘せることは可能ですので、どんどん意見をお寄せいただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして、条例の骨子の説明会を終了させていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。

(議事録中の 〇〇〇の部分の確認できなかった部分です。)